平成２８年（フ）第１８８号
香川県高松市瀬戸内町43番77号　シーフォレスト２Ｆ210号室
債務者　高橋　　良
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９号
香川県三豊市高瀬町下麻878番地
債務者　細川　雄司
1　決定年月日時　平成28年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第２４号
鹿児島県枕崎市岩戸町410番地　市営権現団地105号
債務者　岩元　卓也
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４０１号
仙台市宮城野区福室５丁目13番28号　カーサ・アマリーロ201
債務者　浅野　春美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４１号
福島県いわき市内郷高野町銅景28番地の23
債務者　金子　重世
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２８年（フ）第５２号
富山県高岡市姫野638番地１　ベルメゾン姫野Ｃ棟102号、前住所富山県高岡市下牧野445番地１　ソフテイルＤ棟105号
債務者　尾榮　稔之
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第７３号
富山県氷見市十二町4322番地744
債務者　久保　佳美
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２２１号
山梨県中央市布施3307番地２
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１３２号
名古屋市西区五才美町７番地　パラシオンＭＩ　201号
債務者　加藤商店こと　加藤　泰行
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１５２号
愛知県北名古屋市片場八瀬の木40番地１　プラウベルク405
債務者　太田　享輔
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１６２号
愛知県春日井市西高山町３丁目14番地２　ベルメゾン101号
債務者　橋本明花こと　李　　明花
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８０号
名古屋市南区菊住２丁目13番１号
債務者　小出　　麗
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２４０号
愛知県津島市江東町３丁目108番地４
債務者　佐々木つぎ子
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５１号
名古屋市東区代官町４番２号　ハートイン代官町５Ｄ号
債務者　櫻庭　浩一
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０８号
兵庫県姫路市香寺町溝口805番地33
債務者　藪下伸一郎
1　決定年月日時　平成28年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４７８号
広島市中区国泰寺町１丁目10番６－403号
債務者　𠮷村　人司
1　決定年月日時　平成28年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０号
鹿児島県鹿屋市今坂町10095番地２
債務者　前田真由美
1　決定年月日時　平成28年９月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係